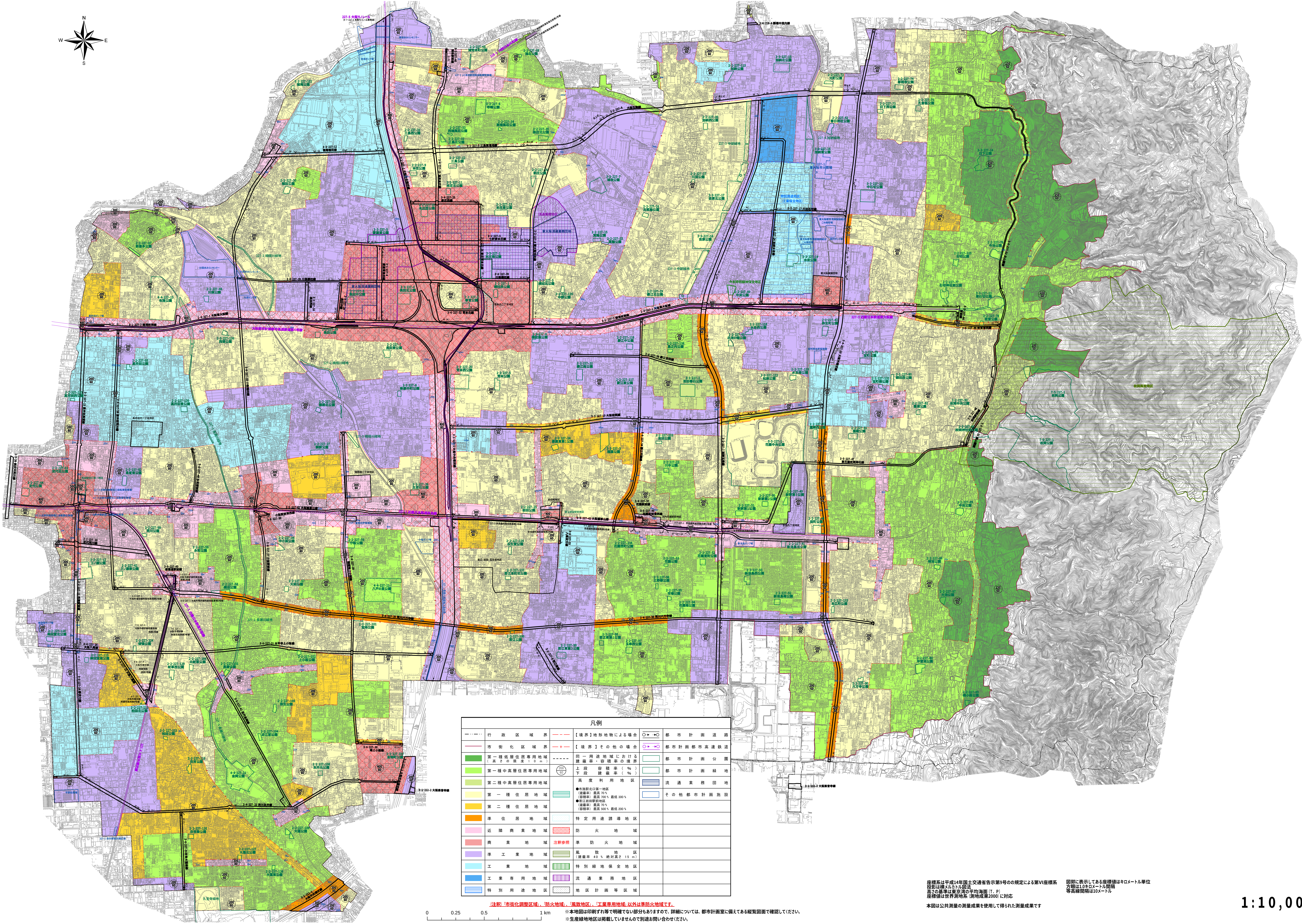
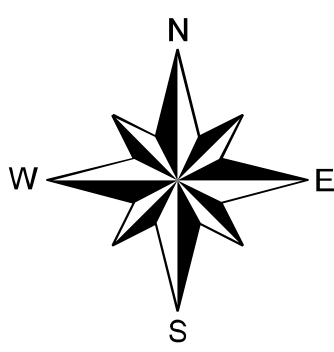




凡例			
行政区域界	市街化調整区域、防火地域、風致地区、工業専用地域以外は準防火地域です。	都市計画道路	都市計画公園
市街化区域界	【境界】地形地物による場合	都市計画都市高速鉄道	都市計画緑地
第一種低層住居専用地域 (高さの制限 10 m)	【境界】その他の場合	流通業務団地	その他都市計画施設
第一種中高層住居専用地域	同一用途地域における 支線・副支線の境界		
第二種中高層住居専用地域	上段 容積率 (%)		
第一種住居地域	下段 容積率 (%)		
第二種住居地域	高度利用地区		
準住居地域	●市街地北口第一地区 (建築率) 最高 70 % (容積率) 最高 300 %		
近隣商業地域	●市街地南口第一地区 (建築率) 最高 70 % (容積率) 最高 300 %		
商業地域	特定用途誘導地区		
準工業地域	防火地域		
工業地域	注釈参照 準防火地域		
工業専用地域	風致地区 (建築率 4.0 % 絶対高さ 15 m)		
特別用途地区	特別緑地保全地区		
	流通業務地区		
	地区計画等区域		

0 0.25 0.5 1 km

※本地図は印刷ずれ等で明確でない部分もありますので、詳細については、都市計画課に備えてある解説図面を確認してください。
※生産緑地地区は掲載していませんので別途お問い合わせください。

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第VI座標系
投影は横メルカトル図法
高10の基準は東京湾の平均海面 (T. P.)
座標値は世界測地系 (測地成果2000) に対応
本図は公共測量の測量成果を使用して得られた測量成果です

図部に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は10キロメートル間隔
等高線間隔は10メートル